

経済と経営 21-4 (1991.3)

〈論文〉

経済的三位一体定式と収入論

元 田 厚 生

『資本論』第3巻第7篇「収入とその源泉」は、『資本論』体系の最終篇に位置しているが、そこで展開されている理論内容を把握することは簡単ではない¹⁾。その最終章「諸階級」は『資本論』体系の悼尾を飾るに相応しい章設

1) 第3巻第7篇相当部分にかんする、「61-63年草稿」時点のプラン(第3章「資本と利潤」)と現行の編成とを比べると、

第3章「資本と利潤」	{	9	収入とその諸源泉。生産過程と分配過程の関係に関する問題もここで取り上げること。
		10	資本制生産の総過程における貨幣の還流運動
		11	俗流経済学
		12	結び。「資本と賃労働」
第7篇「収入とその源泉」	{	48	三位一体的定式
		49	生産過程の分析によせて
		50	競争の外観
		51	生産関係と分配関係
		52	諸階級

後者において、「貨幣の還流運動」が取り除かれたことと結びが「資本と賃労働」から「諸階級」に変更されたことが目を引く。いずれも再生産論と地代論の仕上り具合に関係しており、その考察は別にしなければならない。この間の事情については田中菊次『マルクス経済学の学問的達成と未成』(創成社, 1989年)を参照されたい。

定になっているようにみえるが、それも中断されたままであり、著者の言明²⁾にもかかわらず現行の第7篇の理論展開から最終章において「階級闘争」を取り上げる視角と論理を掴み出すことは簡単ではない。第7篇全体としては、分配関係を基調とする流れ（第48章「三位一体的定式」・第51章「分配関係と生産関係」・第52章「諸階級」）にたいして、第49章「生産過程の分析によせて」および第50章「競争の外観」の論理をどのように組み込んで理解すべきかという問題があり、また、首章の「三位一体的定式」と後続諸章との関連をどのように理解すべきかという問題もある。全体として、「収入とその源泉」問題の問題性と構成が明確になっているとはいえ、検討の余地を多く残している。本稿は、「三位一体的定式」を手がかりに「収入とその源泉」問題の一端を考察するものであるが、いまだ視点の提示に留まるものである。

1

〈資本－利潤・土地－地代・労働－労賃〉あるいは〈資本－利子・土地－地代・労働－労賃〉という経済的三位一体定式は、「収入とその源泉」にかんする資本制的な関係規定ないしその表現形態であるから、それにたいする批判的検討は、「収入とその源泉」にかんするいわば本来的な関係規定を踏まえそれに立脚してなされなければならない、これが小論の立場である。通常、経済的三位一体定式は、収入とその源泉にかんする最も物神的な形態として、あるいは収入とその源泉にかんする俗流経済学的観念として、あるいは現実の生産当事者が収入とその源泉についていさぐ疎外された不合理な

2) マルクスはエンゲルスに宛てた手紙において「収入とその源泉」篇の結びについて、次のように表現している。——「最後に。かの3つのもの（労賃、地代、利潤（利子））は、土地所有者、資本家、労働者という3つの階級の所得源泉だから——結びとして全汚物の運動と分解とがそこに帰着するところの階級闘争。」（『マルクス＝エンゲルス全集』第32巻、大月書店版、64ページ。[MEW, Bd. 23, S. 75]）

形態としてみなされる。たとえば、生産当事者の意識に定位すれば、土地所有者にとって地代を取得しうる根拠ないし原因が土地ないし土地所有に求められること、労働者にとってのそれが労働に求められること、また資本家(機能資本家)にとってのそれが生産手段もしくは生産手段の所有に求められることになるだろう。その場合、上記の三者が各々の収入価値の源泉を生産の質料的能因に求め使用価値生産と価値生産とを錯認することになるか、それともそれらの収入価値をそれらの生産能因の特殊資本制的形態つまり特殊資本制的生産関係との対応関係において把握するかということは、資本制社会における生産当事者の社会認識としてのみならず、資本制生産全体を貫徹する物象化の観点からも論究されるべき問題であるし、資本の競争とそれが作り出す仕組みがそれらの錯認や物象化構造を生産するとすれば、その内的関連を明らかにする必要もあるだろう。しかしその解明は、「収入とその源泉」問題を社会的再生産の視角から論究することを意味する。いいかえれば、収入価値をその源泉に遡及し両者の相互関連を考察するとすれば、それは収入価値の次元に留まることは出来ないということである。なぜなら、個人的生活財源が収入価値形態を取ることの問題性は、単に、全ての社会的生産に共通する個人的生活財源の資本制的な分割比率、つまり〈資本・土地所有・賃労働〉の間での分割比率に留まるものではないからである。剰余労働一般が剰余価値という資本制的私的形態を取ることは、両者が質的にも量的にも相違することを意味するだけではない。それは、新価値として現象する追加的富の社会的な配分、具体的には生活手段財源と生産手段財源の分割を根底から規制することを意味する。したがって「収入とその源泉」の特殊資本制的な関係規定をどのように措定するかという問題は、その外面的な形態規定の内実にまで遡及し、「社会的富とその源泉」に関する本来的な関係規定にまで遡及しなければならないと考える。事実、マルクスも経済的三位一体的定式を「収入とその源泉との関連」に局限して問題を狭く捉えているわけではない。経済的三位一体定式を「価値および富一般の構成諸部分とその諸源泉と

の関連」(K. III S. 838. 訳 p. 1452.)³⁾とも表現しているからである。これを手掛かりに考えてみよう。

では「価値および富一般の構成諸部分とその諸源泉との関連」とは具体的に何を意味するのか。「価値および富一般の…諸源泉」という表現は、富一般の源泉とその資本制的形態（価値形態）とを未分離のまま一体のものとして表現しているから、両者を分離して考えることが必要である。富一般の源泉とは、具体的に言えば、質料的な生産能因であるところの〈生産された生産手段・生産手段としての土地・生産的労働〉の三者であり、したがってその資本制的形態とは〈資本もしくは資本の所有・土地の所有・賃労働もしくは労働力の所有〉のことである。では、「価値および富一般の構成諸部分」とは何か。同じように、富一般の構成部分と資本制的な富の構成部分とに区別して考える必要がある。富一般の構成部分とは、富が配分されるべき諸部分であるから、そこには富一般の分配基準が内包されていることは明らかである。富の一般的な分配基準とは社会的生産システムであれば保持されるべき一定の基準と解することができる。社会的生産物である富は、社会的生産を維持存続しうるような比率で分配されなければならない。具体的に言えば、総生産物の各種財源たとえば、労働者の生活財源・非労働者の生活財源・生産財源・拡大再生産財源・保険財源などへの一定の比例性のもとでの配分である⁴⁾。このような富一般の分配基準に規定された構成諸部分の考察こそ、「富一般の構成とその源泉」に関する本来的な関係規定の論究にほかならないと考える。したがって、「富一般とその源泉」に関する本来的な関係規定を踏まえかつそれを基準になされる、「収入とその源泉」に関する特殊資本制的な関係規定の

3) 原典は K. Marx ; *Das Kapital*. Buch III, MEW. Bd. 25. を、また訳書は新日本出版社版を用い、それぞれ K. III S. 838. 訳 p. 1452. と表記する。

4) 資本制生産を貫く社会的労働の均衡配分の法則については、馬場元二氏の一連の価値論研究（特に「自然法則と価値法則」、札幌大学『経済と経営』21 卷 3 号な所収）に負うところが大きい。

論究は、本来、資本制的生産様式における個人的生活財源が〈利潤・地代・労資〉という形態を取って現象することの仮象性や必然性の領域に限定されるものではない。その問題は、もっと広く、社会的生産の特殊歴史的形態という次元において、資本制的生産様式の質料変換の独自性という問題と重なり合い絡み合ってくるのである。このように考えるとき、第48章「三位一体的定式」の〈本来の草稿〉の冒頭において、社会的質料変換の視点が提示されていることは注目に値する。その冒頭叙述にたいして富塚良三氏はすでにつきのように注意を喚起している。「『資本論をしめくくるはずの最後の編の冒頭の叙述において、(「総過程の諸姿態」把握の論理次元の問題としてではあるが)再び社会的再生産の観点が、しかも唯物史観の定式との一定の関連において、打ち出されている点、まさに注目に値する。なお、この意味でも、マルクスのもとの手稿の方がエルゲルスによる現行のそれよりも、良いのではないかと考える」⁵⁾と。以下、近年の草稿調査⁶⁾を参照しながら第48章「三位一体的定式」の組み立てについて資料的側面から検討することにする。

エンゲルスによれば現行第48章の草稿編成は次の通りである。

- ①断片 I
- ②断片 II
- ③断片 III
- ④本来の48章草稿・その1。(欠落箇所まで。)
- ⑤本来の48章草稿・その2。(④の欠落以降、最後は中断。)

「三位一体的定式」章の理論内容をどのように把握するかは、第48章の〈本来の草稿〉とされている④と⑤をどのように統一的に理解するかにかかって

5) 富塚良三『経済原論』(有斐閣, 1976年), 467ページ。

6) 田中菊次編著『経済原論』(青木書店, 1890年), 大谷禎之介「『資本論』第3部第1稿について」(『経済志林』第50号2号, 1982年), 大野節夫「『資本論』第3部「三位一体的定式」草稿とリュベール版」(『資本論体系』月報 no.3, 有斐閣, 1984年), 新日本出版社版『資本論』第3巻における訳者注と補足(1989年)。

いる。なぜなら、④では社会的質料変換の視点から三位一体的定式問題への接近がなされているとはいえ、本論と覚しき⑤では、もっぱら資本制的生産様式の神秘化・社会的諸関係の物象化・質料的生産諸関係と特殊歴史的な生産諸関係との癒着という観点から三位一体的定式の批判的考察がなされているからである。④と⑤を一体的に見た場合には見落されやすい差異が両者の間にはある。たとえば資本にかかわる〈源泉—収入〉関係の表現様式についても仔細に見れば、⑤においては〈資本—利子〉を最も適切な表現様式として打ち出されているが、④においては〈資本—利潤〉が基本的な表現様式と規定されているようにも解するが出来る。これらの微妙な相違は、④部分と⑤部分との間の原稿が欠落していることや⑤部分それ自身の最後も中断されていることなどから、〈本来の草稿〉が形式的にも未完成であることが判然としているため、これまで取り上げて論及されることはなかったといえる。しかし④部分だけが第 48 章の〈本来の草稿〉であり、それは中断されることなく第 49 章に連なっているとすれば事情は別である。

すでに田中菊次氏⁷⁾は、エンゲルスの上記の編集にたいして、独自の草稿調査をもとに、第 48 章の構成を次のように変えてその内容を理解すべきことを提唱されたのである。

(a) 本来の第 48 章草稿—上記の④

(b) 断片 I・II + 欠落以降の本来の第 48 章草稿—上記の①②⑤

(c) 断片 III

その後の大野節夫氏⁸⁾の調査は、田中氏による構成変更の正当性を裏付けると同時に次のような形式的側面をより明確にした。

(1) 現行地代篇第 46 章の挿論部分—上記①

(2) 第 48 章の異稿 —上記②③⑤

7) 田中菊次, 前出.

8) 大野節夫, 前出.

(3) 第 48 章の本来の草稿 — 上記④

第 1 : 第 48 章の〈本来の草稿〉は④だけであり、草稿はそれ自体で完結していること。第 2 : 断片 I・断片 II は断片ではなく一繋りの草稿であり、⑤に続く草稿であること。第 3 : 断片 III は地代篇第 46 章の挿論部分であること。これらの諸点が明らかにされたが、特に④の部分だけが「三位一体的定式」章の〈本来の草稿〉であることが明らかにされた意味は大きい。これまではエンゲルスにより、④と⑤は途中の欠落箇所を挟むとはいえ〈本来の第 48 章草稿〉として一体のものとしていたため、④と⑤の微妙な差異よりも両者の共通性に傾斜して理解されてきたからである。いまや〈異稿〉部分の論述の先入観なしにそれ自体として〈本来の草稿〉の論理を取り上げ、「経済的三位一体定式」のプロブレマティクに迫ることが可能になったといえよう。

2

本節では、〈第 48 章異稿〉の論理について、経済的三位一体定式批判を通して資本制的生産様式の神秘化が論定されるにいたる筋道に絞って概観する。冒頭の問題提起、経済的三位一体的定式に内包されている「社会的生産過程の一切の秘密」を承けた結語は、大略、次のようになる。——

〈資本—利潤（より適切には資本—利子）、土地—地代、労働—賃金〉という経済的三位一体定式において、資本制的生産様式の神秘化・社会的諸関係の物象化・素材的生産諸関係と特殊歴史的な生産諸関係との癒着とが完成されている。またその定式では本源的な価値生産関係したがって剰余価値生産の仕組みが隠蔽されるから、その定式は支配的諸階級の所得源泉の自然必然性と正当性を宣明するものである。(K. III S. 838—839. 訳 p. 1452—1454.)

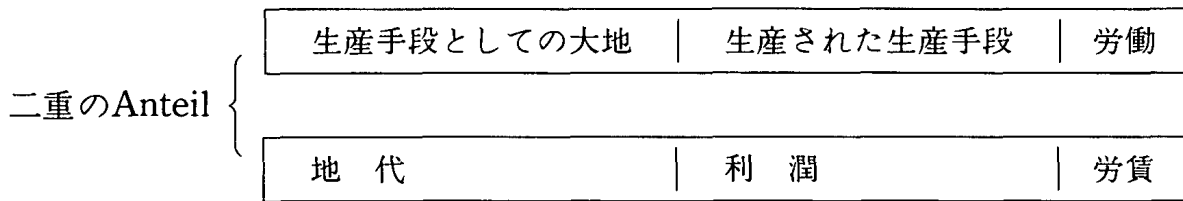
問題は、それらの外観ないし仮現に潜む内的関連の解明にある。たとえば

素材的生産諸関係と特殊歴史的生産諸関係との癒着について考えてみよう。そこには、全く異質の関係性が外在的に同一視された結果、自然的なもの和社会的なものが癒着する、とはいえない側面がある。たとえば、剰余労働の一部はどんな社会的生産様式においても保険財源として社会的に充用されざるをえないことは明らかである。しかし資本制生産様式のもとでは、剰余労働が利潤という私的形態をとることに照応して保険財源も私的形態をとって現われることになるから、この側面においてみれば、資本利潤の一部が歴史貫通的性格をもって現われることは明らかである。このように資本制的生産様式の神秘化の内的関連の解明は、資本制的生産様式における質料変換の独自性の問題に遡及する論理を秘めていることは明らかである。では、〈異稿〉ではどのような方向性においてその関連が解かれているのだろうか。

さて、上掲の結語は、直接的には、〈価値形成の原因と結果の転倒〉から引き出されているのであるが、その〈転倒〉の論理はそれ自身、次のような〈使用価値生産と新価値生産との混同ないし同一視〉に依拠している。

「労働の本源的な就業場面としての・自然諸力の王国としての・あらゆる労働対象の現存の兵器庫としての大地が生産過程で行なうその時々
の関与 Anteil と、生産された生産諸手段（諸用具・諸原料など）がそこ
で行なうその時々
の他の関与 Anteil とは、…資本および土地所有…の社会的代表者達に利潤（利子）および地代の形態で帰属するその時々
の分け前 Anteil に表現されるように —— 丁度労働者の労働が生産過程で行
なう関与 Anteil が労働者に労賃で表現されるように —— 見えざるを得
ない。」（K. III S. 833-834. 訳 p. 1444-1445.）

そこにおける二重の Anteil を図示すれば以下のようなになる。（図の上段は生産過程一般における素材的な生産能因の Anteil であり、下段はその生産能因の所有者が獲得する収入としての Anteil である。）



素材的な生産能因である〈大地・生産された生産手段・労働〉とそれらの特殊資本制形態である〈土地の近代的所有・資本・賃労働〉とが同一視されるとすれば、生産能因が使用価値生産において果たす機能の代償として〈地代・利潤・労賃〉が各々の所有者に分配されるように現象することは明らかである。ここで素材的な生産能因とそれが労働過程で果たす役割が取り上げられている点は、注目したい論点ではある。しかしここでは、〈本来の草稿〉のように、〈社会的生産一般とその特殊資本制的な形態〉という視点から取り上げられているわけではない。ここでは、その特殊歴史性に関連づけて理解すべき資本制的収入が、社会的生産一般に共通する質料的な生産能因に解消され混同されていることが主調をなしているのである。つまりここで論ぜられていることは、「地代・利潤・労賃は、大地・生産された生産手段・および労働が、単なる人間的な自然過程と捉えられる現実の労働過程で演じる役割から生れてくるように見える」ということに尽きるのであって、その構造なり内的関連が解明されているわけではないのである。この事情は、〈使用価値生産と新価値生産との混同ないし同一視〉を導出する論理にまで遡及しても変わらない。

「すべての労働がその性質上賃労働として現われる（資本主義的生産関係に囚われている人にはそう見える）」。「労働と賃労働との一致が自明のように見るとすれば資本および独占された大地が、労働一般にたいして、労働諸条件の自然的形態として現われざるをえない、ということも同じく明らかである。」この結果、生産された生産諸手段および大地という对象的労働諸条件が賃労働に対して取る特定の特種な社会諸形態もまた、对象的労働諸条件の素材的定在・一般に現実の労働過程でもつ姿

態・生産過程一般における機能と一致する。資本と生産された生産手段、私的所有によって独占された大地とは同一表現となる。」(K. III S. 832. 訳 p. 1442.)

先述の〈使用価値生産と新価値生産との混同〉の論理は、ここに示されている〈質料的生産能因とその資本制的形態との同一視〉を基礎にしている。ところで、資本制的生产様式は労働過程(使用価値生産過程)と価値増殖過程(剰余価値生産過程)との二重性において捉えなければその特殊な歴史性を捉えることが出来ないこと言うまでもない。したがって、資本主義的生产諸関係に囚われるならば、資本制的生产様式をこの二重性において重層的に捉えることはできない。あるいは逆に言えば、かかる二重性的把握ができないから資本主義的生产諸関係に囚われていることになるといえる。したがって、ここに説かれている〈質料的生産能因とその資本制的形態との同一視〉の論理が一種の循環論法であって、その〈同一視〉の構造や根源にまで及んでいないといえる。〈異稿〉における資本制的生产様式の神秘化の命題は、この〈質料的生産要因とその資本的形態との同一視〉を起点にして、〈使用価値生産と新価値生産との同一視〉および〈価値形成の原因と結果の転倒的現象〉の論理を媒介して措定されていることを考慮するならば、〈異稿〉における「収入とその源泉」論は三位一体定式の外面的批判に留まり、資本制生产様式の神秘化の背後にある、社会的なものとの内的関連・特殊資本制的なものとの内的関連にまで及んでいない、とみることができる。

〈本来の草稿〉における分析視点の検討に移るまえに、〈第 48 章異稿〉における三位一体的定式の表現様式、特に資本にかかわる〈源泉—収入〉の表現様式について触れることにする。それは端的に三位一体的定式に対する分析の視角を示すからである。例えば三位一体的定式を、歴史貫通的な生産の質料的能因である〈生産された生産手段・自然たる大地・労働〉を基礎にして、その特殊歴史的な生産=分配関係の視角から解明するとすれば、資本に

かかわる〈源泉—収入〉の表現形態は〈資本—利潤〉とならざるを得ない。なぜなら、その次元で問われる剰余価値とはあくまでも〈生産の質料的能因の所有者の間における分配〉すなわち〈剰余価値の利潤と地代とへの分化〉であるから、〈平均利潤の企業者利得と利子とへの分化〉はあくまでも副次的な関係規定でしかないからである。しかし経済的三位一体的定式を、労働による価値形成の隠蔽を基礎に資本制的生産様式の神秘化の視角から取り扱うとすれば、資本の〈源泉—収入〉の表現形態は〈資本—利子〉としなければならない。なぜなら、利潤形態においては労働による価値形成の痕跡が残っているのに対して、利子形態においてはそれが消滅し、まさに没概念的形態になるからである。したがって、資本については〈資本—利子〉を資本にかかわる〈収入—源泉〉の最も適切な形態とすることと、経済的三位一体的定式を資本制的生産様式の神秘化の視角から分析することとは、表裏の関係にあるのである。

3

先ず第48章の〈本来の草稿〉の構造からみることにする。草稿は、現行版とは異なり、3つの段落から構成されている。いわゆる必然と自由の領域論が括弧に括られた岐論であることを考慮し、全体の内容を区分すれば以下のようなになる。

- | | | |
|--------|----------|-------------------------|
| 第48章草稿 | { | 第1段落 (1) 「収入とその源泉」分析の視角 |
| | | (2) 生産能因所有者と収入価値 |
| | | ①資本と利潤 |
| | | * 必然と自由の領域に関する岐論 |
| | | ②土地所有と地代 |
| | 第2段落 | ③賃労働と賃金 |
| | 第3段落 (3) | 収入とその源泉の転倒性 |

(1) と (2) の内容は、大筋で以下のようになる。

(1) 資本制的生産過程は生産過程一般の一定の社会的形態である。この後者は、社会の成員の、したがって人間生活一般の物質的実存条件の生産過程であると同時に、その生産が行なわれるところの独自の歴史的な生産諸関係を生産し再生産する過程でもある。なぜ一定の社会成員達の物質的実存条件と彼らの相互関係とが一定の経済的社会形態になるのかと言え、生産の担い手たちが生産において自然と結びかつ相互に結びあう関連の全体が、経済的構造からみた社会であるからである。それゆえ社会的生産過程の歴史的形態である資本制的生産過程においても、一定の物質的諸条件と諸個人が生活の再生産過程で取り結ぶ一定の社会的諸関係とは、一方では、前提であり、他方では結果であり創造物である。それらは資本制的生産過程によって絶えず生産され再生産されるのである。(K.III S. 826-827. 訳 p. 1432-1433.)

(2) 資本はそれに照応する社会的生産過程すなわち資本制的生産過程において直接的生産者から剰余労働を汲み出す。剰余価値は、生産過程で資本の担い手として機能する資本家達の中に、社会的資本に占める各々の持ち分に比例して配当として分配される。また土地所有は資本制的生産過程において最も重要な生産諸条件の一つである自然たる大地の人格化として現われ、剰余価値の一部を地代の形態で汲み出す。資本利潤と地代が社会的剰余価値の特種な構成部分である。他方、労働者は労働力の所有者および販売者として生産物の一部分を労賃の名目のもとに受け取る。それは労働力の維持再生産の条件である。(K. III S. 827-829. 訳 p. 1433-1438.)

(2) では、「収入とその源泉」の関係つまり経済的三位一体について説かれているが、〈異稿〉とその趣を異にしている。後者では、たとえば労働者と収入価値の関係についていえば、直接、〈労働なるもの—労賃〉という関係表現や〈賃労働—労賃〉という関係表現の不合理性批判から展開されているが、

ここでは使用価値生産の基本的な質料的能因を踏まえて、それらの資本制的所有者たちが取得する収入価値として肯定的に規定されている。また、資本家と収入価値の関係表現においても、ここでは〈基本的な質料的生産能因の所有者と収入〉という観点にたっているから、〈異稿〉のように〈資本—利子〉をもって最も適切な表現様式とみなす論理もない。このような相違は、(1)に示されている、「収入と源泉」問題にたいする分析視角に淵源するといえるだろう。そこでは、社会成員の生活の再生産という最も基本的な観点から、二重の再生産視角、すなわち人間生活一般の物質的実存条件の再生産ならびに特殊歴史的な生産関係の再生産という二重の視角が示されているからである。通常、第7篇「収入とその源泉」の論理次元における再生産については、資本制的な生産関係の再生産に傾斜して理解されがちである。たとえば、〈生産された生産手段の所有者である資本家・生産手段としての土地の所有者である地主・生産者としての労働力の所有者すなわち質料的生産能因の資本制的所有者〉たちは、生産開始時点に追加的富を〈利潤・地代・労賃〉として分配する契約を結び、生産終了後、それにしたがって個人的収入価値をそれぞれ〈利潤・地代・労賃〉として取得する、と。しかしその資本制的分配関係の再生産は、人間生活一般の物質的実存条件の再生産を前提することなしには措定することは出来ない。しかもその物質的実存条件の生産については、単なる生産物の生産としてあるいは使用価値一般の生産として、前提すれば足りるという関係にはない。すでに触れた「富一般の構成と源泉」にかんする本来的な関係として論究すべきもう一つの問題領域をなすのである。事実、第7篇にはその本来的な関係規定に収斂する方向で整序すべき論点が散在している。以下、それらの論点を——該当箇所本文脈から自由に——取り出してみよう。

第48章叙述にはよく知られた「必然の領域と自由の領域」について関説している部分がある。その部分は、〈草稿〉では括弧に括られ挿論的性格を持つものである。すなわち、〈利潤・地代・労賃〉が資本制生産における基本的階

級——生産能因の所有者——の生活財源取得様式であることを明らかにする本文に対して、〈剰余価値と労賃〉の内実である〈必要労働と剰余労働〉の次元に遡及し、社会的生産一般の観点から〈剰余価値と労賃〉という資本制的形態の特殊性を浮き彫りにする、これがその挿論の全体的な関連である。次にその挿論で明らかにされていることは、先ず第1に、剰余労働一般は階級社会では敵対的形態を取り「社会の一部分のまったくの無為によって」消費されるとはいえ、あらゆる社会的生産において常に存在しなければならないことであり、第2に、具体的には剰余労働一般は「不慮の出来事」にたいする保険財源として、また「諸欲求の発達と人口の増加とに照応する」拡大再生産財源として使用されなければならない、その限りにおいて全ての社会的生産の前提条件をなしている、ということである。資本家が取得する収入価値である剰余価値（剰余労働の資本制的形態）に剰余労働一般を対置する意味は、剰余価値分配の基底に存在する一定の社会的制約性、社会的生産であれば充足すべき一定の分配基準を明らかにする点にある。例えば、〈異稿〉の叙述であるが、「土地が、自己の生産性の補填増進のために自己に属する生産物部分を受け取るのではなく、土地の代りに土地所有者がこの生産物の分け前を…乱費のために受け取る」（K. III S. 833. 訳 p. 1443.）として、土地の生産性維持のための一般的費用とその資本制的形態にすぎない地代とを対比しているのも同じ観点からである。いいかえれば、社会的生産の歴史的形態に過ぎない資本制生産において、社会的生産の維持のため順守すべき労働配分——その生産物形態としての生産物配分——の比率性が存在するのであるから、資本制的分配関係の独自性の論究は、諸階級間の分配関係の特異性だけでなく社会的富の本来的な分配関係との異動・変容・矛盾も包摂せざるをえないのである。

第49章「生産過程の分析によせて」の前半は『資本論』第2巻第3篇の再生産論と重複しており、本稿の視点から参考になるのは後半部分である。そこでは、「新たに付け加えられた労働の生産物」が保険財源と蓄積財源とに充

当されることを再論したうえで、新たにそれらが資本制的生産様式では利潤という収入形態を取る段階を必ず経過することに論及し、最後に、「資本制的生産様式の止揚後も、社会的生産が維持されていれば、価値規定は、労働時間の規制、およびさまざまな生産部門の間への社会的労働の配分、…という意味において、依然として重きをなす」ことを示し、社会的生産様式を貫く労働配分の論理を示している。

第50章「競争の外観」において参考になるのは、労賃と剰余価値から「特種な資本制的性格」を剥ぎ取ればそれは「全ての社会的生産様式に共通する基礎」に還元されるとして、社会的生産一般における質料変換に言及している箇所である。そこでは、先ず、必要労働をその一般的基礎すなわち「社会の現存する生産力…が許す消費範囲」と「個性の完全な発展が必要とする消費範囲」とに拡大し、次いで剰余労働もその一般的基礎すなわち保険財源と拡大再生産財源とを必要最小限にまで縮小し、最後に必要労働か剰余労働のいずれかに「社会の労働能力のある成員が、まだ労働能力を持っていないかまたは最早労働能力のない社会成員のためにいつも行なわなければならない労働分量」を含めるとすれば、残るのは「全ての社会的生産様式に共通する基礎」だけであるとして、剰余労働一般の用途を第48章よりも具体的に展開している。

第51章「分配関係と生産関係」においても同様の視角を見出すことが出来る。例えば、「何らかの種類の社会的生産(たとえば自然発生的なインドの共同体のそれ、またはより人為的に発展したペル一人の共産主義のそれ)」を前提し、生産手段財源の問題を捨象すれば、追加的富はいつも2つの部分に、すなわち生産者とその家族の個人的生活手段に充当される部分と、一般的な社会的欲求を充足するために役立つ剰余部分とに分かれること、また後者の性格はだれが社会的欲求の代表者として機能しようと変わらない、としている。ここではあらゆる社会的生産様式の基底にある剰余労働部分の共通性を示している。

第 51 章の末尾には、社会的生産が本来的に要請する社会的富の配分と資本制生産に規定された配分とのあいだの矛盾・衝突として、いいかえれば富一般の本来的な関係と資本制的富の特殊歴史的な関係とのあいだの矛盾・衝突として理解すべき個所がある。すなわち、「この過程(労働過程—引用者)のどの特定の歴史的形態もこの過程の物質的基礎および社会的形態をさらに発展させる。一定の成熟段階に達すれば、特定の歴史形態は脱ぎ捨てられ、いっそう高い形態に取って代わられる。このような危機の時期が到来したことがわかるのは、一方では分配関係、それゆえまたそれに照応する生産諸形態の特定の歴史的な姿態と、他方では生産諸力——生産能力およびその諸能因の発展——とのあいだの矛盾と対立とが、広さと深さとを現わすときである。そのとき、生産の物質的發展と生産の社会的形態とのあいだに衝突が起こる」という論述である。この場合の生産力の発展と分配関係との矛盾・対立とは何か。それは、単に、資本制生産における生活財源の〈資本・土地所有・賃労働〉の間での分配が有する不均衡性や、剰余価値生産に規制された個人的消費の狭隘性という部分的一面的なものではないだろう。それは分配構造に潜在している矛盾の総体的な外在化であるから、社会的生産が本来的に要請する社会的富の配分と資本制生産に規定されたその配分とのあいだの矛盾、いいかえれば諸個人の社会的な生活諸条件から生じてくる敵対性が生産力の発展につれて顕在化するものと理解すべきではないかと考える。

以上、『資本論』第 3 卷第 7 篇における「収入とその源泉の関連にかんする問題」については、〈第 48 章本来の草稿〉に依拠して二重の再生産視角から論究すべきこと、いいかえれば、「富一般の構成と源泉」に関する本来的な関係規定との関わりにおいて、その特殊資本制的な関係規定として論究すべきこと、このような考えの一端を明らかにしてきた。残された課題については他日を期したい。

付記：本稿は学校法人札幌大学研究助成費（昭和 64 年度個人研究）による研究の一部である。